

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p> 第2節 申告納付方式による関税の確定</p> <p>(関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-19-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 受理</p> <p> イ (省略)</p> <p> ロ 提出書類等</p> <p> 照会は、次に掲げる書類等各1通を提出させることにより行わせる。</p> <p> (i) 照会者が次のiからxまでの事項を記載した「事前教示に関する照会書」(C-1000)又は次のi、ii及びivからxまでの事項を記載した「事前教示に関する照会書(原産地照会用)」(C-1000-2) (以下この項において「照会書」という。)</p> <p> i～ix (省略)</p> <p> x 照会者が上記(i)に該当すること及び照会が上記(2)のイからハまでに該当することの確認 (注1)～(注4) (省略)</p> <p> (注5) 記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書(つづき)」を照会書に添付させるものとする。</p> <p> (ロ) (省略)</p> <p> ハ及びニ (省略)</p> <p>(4)～(10) (省略)</p> <p>(関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等)</p> <p>7-19-2 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 受付</p> <p> イ (省略)</p>	<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p> 第2節 申告納付方式による関税の確定</p> <p>(関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-19-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 受理</p> <p> イ (同左)</p> <p> ロ 提出書類等</p> <p> 照会は、次に掲げる書類等各1通を提出させることにより行わせる。</p> <p> (i) 照会者が次のiからxまでの事項を記載した「事前教示に関する照会書」(C-1000)又は次のi、ii及びivからxまでの事項を記載した「事前教示に関する照会書(原産地照会用)」(C-1000-2) (以下この項において「照会書」という。)</p> <p> i～ix (同左)</p> <p> x 照会者が上記(i)に該当すること及び照会が上記(2)のイからハまでに該当することの確認 (注1)～(注4) (同左)</p> <p> (注5) 記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書(つづき)」を照会書に添付の上、<u>割印</u>させるものとする。</p> <p> (ロ) (同左)</p> <p> ハ及びニ (同左)</p> <p>(4)～(10) (同左)</p> <p>(関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等)</p> <p>7-19-2 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 受付</p> <p> イ (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ロ 照会の方法 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。 (イ)～(ハ) (省略) (ニ) その他参考となる資料の有無 ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前教示に関する照会書」（C-1000-13）又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）」（C-1000-16）（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、これらを画像情報とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。 (注1)～(注3) (省略) (注4) 照会書による照会のうち、記載欄が不足する場合は、適宜の様式による「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」を画像情報として照会書に添付するものとする。 (4)及び(5) (省略) (関税評価に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等) 7-19 の3-2 インターネットによる関税評価に関する照会及び回答の手続等については、次による。 (1)及び(2) (省略) (3) 受付 イ (省略) ロ 照会の方法 インターネットによる関税評価に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。 (イ)～(ハ) (省略) (ニ) その他参考となる資料の有無 ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前教示に関する</p>	<p>ロ 照会の方法 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。 (イ)～(ハ) (同左) (ニ) その他参考となる資料の有無 ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前教示に関する照会書」（C-1000-13）又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）」（C-1000-16）（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、押印又は署名の上、これらを画像情報とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。 (注1)～(注3) (同左) (注4) 照会書による照会のうち、記載欄が不足する場合は、照会書と割印した、適宜の様式による「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」を画像情報として照会書に添付するものとする。 (4)及び(5) (同左) (関税評価に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等) 7-19 の3-2 インターネットによる関税評価に関する照会及び回答の手続等については、次による。 (1)及び(2) (同左) (3) 受付 イ (同左) ロ 照会の方法 インターネットによる関税評価に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。 (イ)～(ハ) (同左) (ニ) その他参考となる資料の有無 ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前教示に関する</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>照会書（関税評価照会用）」（C—1000—19）（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、これらを画像情報とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。</p> <p>(注1)及び(注2) (省略)</p> <p>(注3) 照会書による照会のうち、記載欄が不足する場合は、適宜の様式による「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」を画像情報として照会書に添付するものとする。</p> <p>(4)及び(5) (省略)</p> <p>（減免税に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7—19の4 文書による回答を求められた場合における減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7—19の5—2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 受理</p> <ul style="list-style-type: none"> イ (省略) ロ 提出書類等 <p>照会は、次に掲げる書類等各1通を提出させることにより行わせる。</p> <p>(イ) 照会者が次のiからixまでの事項を記載した「事前教示に関する照会書（減免税照会用）」（C—1000—22）（以下この項において「照会書」という。） i～ix (省略)</p> <p>(注1)及び(注2) (省略)</p> <p>(注3) 記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書（つづき）」を照会書に添付させるものとする。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ハ及びニ (省略)</p> <p>(4)～(8) (省略)</p> <p>（減免税に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等）</p> <p>7—19の5—2 インターネットによる減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p>	<p>照会書（関税評価照会用）」（C—1000—19）（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、<u>押印又は署名の上</u>、これらを画像情報とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。</p> <p>(注1)及び(注2) (同左)</p> <p>(注3) 照会書による照会のうち、記載欄が不足する場合は、<u>照会書と割印した</u>、適宜の様式による「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」を画像情報として照会書に添付するものとする。</p> <p>(4)及び(5) (同左)</p> <p>（減免税に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7—19の4 文書による回答を求められた場合における減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7—19の5—2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 受理</p> <ul style="list-style-type: none"> イ (同左) ロ 提出書類等 <p>照会は、次に掲げる書類等各1通を提出させることにより行わせる。</p> <p>(イ) 照会者が次のiからixまでの事項を記載した「事前教示に関する照会書（減免税照会用）」（C—1000—22）（以下この項において「照会書」という。） i～ix (同左)</p> <p>(注1)及び(注2) (同左)</p> <p>(注3) 記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書（つづき）」を照会書に添付の上、<u>割印</u>させるものとする。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ハ及びニ (同左)</p> <p>(4)～(8) (同左)</p> <p>（減免税に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等）</p> <p>7—19の5—2 インターネットによる減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 受付</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 照会の方法</p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 受付</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 照会の方法</p>
<p>インターネットによる、輸入される貨物の減免税の適用の可否に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</p> <p>(イ)～(ニ) (省略)</p> <p>(ホ) その他参考となる資料の有無</p>	<p>インターネットによる、輸入される貨物の減免税の適用の可否に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</p> <p>(イ)～(ニ) (同左)</p> <p>(ホ) その他参考となる資料の有無</p>
<p>ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前教示に関する照会書（減免税照会用）」（C—1000—25）（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、これらを画像情報とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。</p> <p>(注1) 及び (注2) (省略)</p> <p>(注3) 照会書による照会のうち、記載欄が不足する場合は、適宜の様式による「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」を画像情報として照会書に添付するものとする。</p>	<p>ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前教示に関する照会書（減免税照会用）」（C—1000—25）（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、<u>押印又は署名の上</u>、これらを画像情報とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。</p> <p>(注1) 及び (注2) (同左)</p> <p>(注3) 照会書による照会のうち、記載欄が不足する場合は、<u>照会書と割印した</u>、適宜の様式による「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」を画像情報として照会書に添付するものとする。</p>
<p>(4)及び(5) (省略)</p>	<p>(4)及び(5) (同左)</p>
<p>第4節 関税の納付及び徴収</p> <p>(国税収納官吏による領収)</p> <p>9の4－5 国税収納官吏が関税の納付を受けた場合における領収証書の交付、領収済報告書の送付、領収した金額の払込等については、整理資金規則第60条から第62条まで《納税告知書等による収納、納税告知書等によらない収納、現金の払い込み》の規定による。</p> <p>この場合において、国税収納官吏が在勤官署で現金の納付を受けたときに、整理資金規則第60条第2項（同規則第61条において準用する場合を含む。）の規定により処理する場合は、領収証書及び領収済通知書に<u>領収年月日及び分任国税収納官吏又は分任国税収納官吏代理と記載する</u>。</p>	<p>第4節 関税の納付及び徴収</p> <p>(国税収納官吏による領収)</p> <p>9の4－5 国税収納官吏が関税の納付を受けた場合における領収証書の交付、領収済報告書の送付、領収した金額の払込等については、整理資金規則第60条から第62条まで《納税告知書等による収納、納税告知書等によらない収納、現金の払い込み》の規定による。</p> <p>この場合において、国税収納官吏が在勤官署で現金の納付を受けたときに、整理資金規則第60条第2項（同規則第61条において準用する場合を含む。）の規定により処理する場合は、領収証書及び領収済通知書に<u>領収日付印（C-1082）を押なつする</u>。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(関税の納付の確認)</p> <p>9の4-6 法第9条の4の規定により関税の納付があった場合におけるその納付の確認は、次による。</p> <p>(1) 日本銀行に納付されたものについての納付の確認は、日本銀行からの領収済通知書の到着を待つまでもなく、納付書又は納税告知書の第1片(領収証書)に日本銀行により領収年月日及び日本銀行取扱店名が記載されたものにより行う。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>(関税の納付の確認)</p> <p>9の4-6 法第9条の4の規定により関税の納付があった場合におけるその納付の確認は、次による。</p> <p>(1) 日本銀行に納付されたものについての納付の確認は、日本銀行からの領収済通知書の到着を待つまでもなく、納付書又は納税告知書の第1片(領収証書)に日本銀行の領収印が押なつされたものにより行う。</p> <p>(2)～(5) (同左)</p>
<p>(収納済額の登記)</p> <p>9の4-7 日本銀行等から領収済通知書等の送付があったときは、納付書又は納税告知書の第4片(税関用)の「収納済額」欄に当該通知書に記載された領収年月日をもって審査印を押なつし、これをもって整理資金規則第24条第1項及び第2項の規定による収納済額の登記とともに、当該通知書の領収年月日を収納の日とする。</p>	<p>(収納済額の登記)</p> <p>9の4-7 日本銀行等から領収済通知書等の送付があったときは、納付書又は納税告知書の第4片(税関用)の「収納済額」欄に当該通知書の領収印の日付をもって審査印を押なつし、これをもって整理資金規則第24条第1項及び第2項の規定による収納済額の登記とともに、当該通知書の領収印の日付を収納の日とする。</p>
<p>(入国者の携帯品に係る金銭登録機を用いた収納事務の取扱い)</p> <p>9の4-8 整理資金規則第18号書式備考3(同規則第18号の2書式備考1において準用する場合を含む。以下この項において「備考3」という。)の規定により、金銭登録機を用いて作成した領収証書を交付する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 現金の領収済の報告については、備考3に規定する「領収年月日、当該符号ごとの領収金額の日計額及び指定国税収納官吏等の官職氏名を記載した書面」(精算表)のみを送付することによって行って差し支えない。この場合においては、備考3に規定する「納入者ごとの領収金額を表示した内訳書類」は、領収年月日を記載し、国税収納命令官その他から要求のあった際に直ちに提出できるように指定国税収納官吏等が保管する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(入国者の携帯品に係る金銭登録機を用いた収納事務の取扱い)</p> <p>9の4-8 整理資金規則第18号書式備考3(同規則第18号の2書式備考1において準用する場合を含む。以下この項において「備考3」という。)の規定により、金銭登録機を用いて作成した領収証書を交付する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 現金の領収済の報告については、備考3に規定する「領収年月日、当該符号ごとの領収金額の日計額を記載し、かつ、指定国税収納官吏等の印を押した書面」(以下この項において「精算表」という。)のみを送付することによって行って差し支えない。この場合においては、備考3に規定する「納入者ごとの領収金額を表示した内訳書類」(以下この項において「明細記録」という。)は、国税収納命令官その他から要求のあった際に直ちに提出できるように指定国税収納官吏等が保管する。</p> <p>(3) 明細記録には、その領収年月日を記載し、かつ、領収した指定国税収納官吏等の「領収印」(C-1084)を押なつす。</p> <p>なお、備考3に規定する「指定国税収納官吏等の印」は、領収印をもって代えても差し支えない。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(3) 整理資金規則第58条に規定する資金現金出納簿の記入については、その日計額をもって行っても差し支えない。この場合においては、帳簿の摘要欄に納入者ごとの整理番号を記入すること。	(4) (同左)
(4) 領収した現金の払込みについては、領収現金の所属年度が異なる場合を除き、当日分と前日分を一括して一枚の資金現金払込書（整理資金規則第19号書式）で行って差し支えない。	(5) (同左)
(5) 納入者に周知徹底させるため、納入者の見やすい場所に科目符号（英語併記）を掲示する。	(6) (同左)
第3章 船舶及び航空機	第3章 船舶及び航空機
(電子情報処理組織の使用の特例の場合の外国貿易船等の出港手続) 17-2-2 法第17条第5項ただし書の場合における外国貿易船等の出港手続については、同条第1項後段の規定により外国貿易船等の船長等から提出を求める旅客及び乗組員に関する事項の書面は、外国貿易船にあっては「旅客名簿」(C-2050)及び「乗組員名簿」(C-2065)各1通とし、外国貿易機にあっては「旅客氏名表」(C-2055)及び「乗組員名簿」(C-2060)各1通とする。ただし、適宜の様式に外国貿易船にあっては令第16条第1項第2号又は第3号、外国貿易機にあっては令第16条第2項第2号又は第3号に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第17条第1項後段に規定する旅客及び乗組員に関する書面の提出があつたものとして取り扱うものとする。なお、同項後段の規定により乗組員に関する事項を求める場合においては、入港時に報告又は提出された乗組員に関する事項が記載された書面の写しに、提出させる日の日付及び船長又は機長の氏名が記載され、かつ、乗組員の数若しくは構成の変更が示され又は変更ない旨が裏書されているものを提出させることとして差し支えない。	(電子情報処理組織の使用の特例の場合の外国貿易船等の出港手続) 17-2-2 法第17条第5項ただし書の場合における外国貿易船等の出港手続については、同条第1項後段の規定により外国貿易船等の船長等から提出を求める旅客及び乗組員に関する事項の書面は、外国貿易船にあっては「旅客名簿」(C-2050)及び「乗組員名簿」(C-2065)各1通とし、外国貿易機にあっては「旅客氏名表」(C-2055)及び「乗組員名簿」(C-2060)各1通とする。ただし、適宜の様式に外国貿易船にあっては令第16条第1項第2号又は第3号、外国貿易機にあっては令第16条第2項第2号又は第3号に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第17条第1項後段に規定する旅客及び乗組員に関する書面の提出があつたものとして取り扱うものとする。なお、同項後段の規定により乗組員に関する事項を求める場合においては、入港時に報告又は提出された乗組員に関する事項が記載された書面の写しに、提出させる日の日付が付され、署名され、かつ、乗組員の数若しくは構成の変更が示され又は変更ない旨が裏書されているものを提出させることとして差し支えない。
第4章 保税地域	第4章 保税地域
第1節 総則	第1節 総則
(保税地域における事務処理手続) 34の2-1 保税地域における事務処理手続は、次により行うよう指導する	(保税地域における事務処理手続) 34の2-1 保税地域における事務処理手続は、次により行うよう指導する

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 上記(1)又は(2)の規定に基づき、倉主等に対査又は提示させる書類は、ファクシミリ送信された書類によることとして差し支えない。この場合において、適正な貨物管理を確保するため、搬出依頼者を明確にする（通関士等責任者の氏名）ものとする。</p>	<p>ものとする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 上記(1)又は(2)の規定に基づき、倉主等に対査又は提示させる書類は、ファクシミリ送信された書類によることとして差し支えない。この場合において、適正な貨物管理を確保するため、搬出依頼者を明確にする（通關士等責任者の氏名、<u>押印又は署名</u>）ものとする。</p>
<h3>第5節 保税展示場</h3>	<h3>第5節 保税展示場</h3>
<p>(廃棄届又は滅却承認申請の手続)</p> <p>62 の 7-1 保税展示場にある外国貨物の廃棄の届出及び滅却承認の申請は、当該申請に係る貨物が置かれている保税展示場の所在地を所轄する税關官署に「外国貨物廃棄届」(C-3080) 又は「滅却（廃棄）承認申請書」(C-3170) を提出して行わせるものとする。</p> <p>なお、廃棄届又は滅却承認申請書中「搬入年月日」は「展示等承認年月日」と読み替え、廃棄届の同欄には展示等承認番号を記載させ、滅却承認申請書の「積載船舶又は航空機の名称又は登録記号及びその入港年月日」欄の記載は省略させて差し支えない。</p>	<p>(廃棄届又は滅却承認申請の手続)</p> <p>62 の 7-1 保税展示場にある外国貨物の廃棄の届出及び滅却承認の申請は、当該申請に係る貨物が置かれている保税展示場の所在地を所轄する税關官署に「外国貨物廃棄届」(C-3080) 又は「滅却（廃棄）承認申請書」(C-3170) <u>に管理者の確認印を押印させた上、提出して行わせるものとする。</u></p> <p>なお、廃棄届又は滅却承認申請書中「搬入年月日」は「展示等承認年月日」と読み替え、廃棄届の同欄には展示等承認番号を記載させ、滅却承認申請書の「積載船舶又は航空機の名称又は登録記号及びその入港年月日」欄の記載は省略させて差し支えない。</p>
<h3>第6章 通關</h3>	<h3>第6章 通關</h3>
<h4>第3節 一般輸入通關</h4>	<h4>第3節 一般輸入通關</h4>
<p>(当事者分析)</p> <p>67-3-20 関税又は内国消費税（以下この項において「関税等」という。）の賦課（軽減、免除、払戻し及び還付を含む。）に関し、輸出入貨物、蔵入貨物又は保税作業、法第62条の8第1項第1号及び第2号（総合保税地域の許可）に掲げる作業若しくは承認工場における製造作業に使用する貨物又はそれらの作業による製品（以下この項において「輸出入貨物等」という。）の分析を必要とする場合において、当該輸出入貨物等に係る申告書、申請書、届出書又は報告書（以下この項において「輸出入申告書等」という。）を提出しようとする者（以下この項において「当事者」という。）が、長期にわたり継続的に、自ら又は第三者に依頼して行った当該輸出入貨物等の分析（以下この項において「当事者分析」という。）の成績により当該輸出入申告書等の審査又は確認等（以下この項において「通關審査</p>	<p>(当事者分析)</p> <p>67-3-20 関税又は内国消費税（以下この項において「関税等」という。）の賦課（軽減、免除、払戻し及び還付を含む。）に関し、輸出入貨物、蔵入貨物又は保税作業、法第62条の8第1項第1号及び第2号（総合保税地域の許可）に掲げる作業若しくは承認工場における製造作業に使用する貨物又はそれらの作業による製品（以下この項において「輸出入貨物等」という。）の分析を必要とする場合において、当該輸出入貨物等に係る申告書、申請書、届出書又は報告書（以下この項において「輸出入申告書等」という。）を提出しようとする者（以下この項において「当事者」という。）が、長期にわたり継続的に、自ら又は第三者に依頼して行った当該輸出入貨物等の分析（以下この項において「当事者分析」という。）の成績により当該輸出入申告書等の審査又は確認等（以下この項において「通關審査</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>等」という。)が行われることを希望するときは、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 分析成績書の記載事項等</p> <p>上記(1)により提出する分析成績書には、分析成績のほか、次の事項を記載させるとともに、分析責任者の氏名を記載させるものとする。</p> <p>当事者分析成績の採用に係る承認書の承認番号、分析貨物の品名その他当該分析に係る貨物と輸出入貨物等との同一性を確認するために必要な事項（例えば、積載船舶の名称及び入港年月日、輸出入貨物等の蔵置場所、輸出入申告書等に係る申告番号等）</p> <p>(6)～(9) (省略)</p>	<p>等」という。)が行われることを希望するときは、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 分析成績書の記載事項等</p> <p>上記(1)により提出する分析成績書には、分析成績のほか、次の事項を記載させるとともに、分析責任者に記名及び押印させるものとする。</p> <p>当事者分析成績の採用に係る承認書の承認番号、分析貨物の品名その他当該分析に係る貨物と輸出入貨物等との同一性を確認するために必要な事項（例えば、積載船舶の名称及び入港年月日、輸出入貨物等の蔵置場所、輸出入申告書等に係る申告番号等）</p> <p>(6)～(9) (同左)</p>

第5節 経済連携協定に係る輸入通関

(原産品申告書の必要的要件及び様式)

68-5-11の3

(1) (省略)

(2) 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により、税関に提出された原産品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。

イ及びロ (省略)

ハ EU協定第3章に定める要件が以下に留意して記載されていること。

(イ)及び(ロ) (省略)

(ハ) 第3・16条2(b)に基づく輸入者の知識による場合、原産品申告書が以下に留意して作成されていること。

① 以下の事項が含まれていること。

i～iv (省略)

v 原産品申告書の作成年月日及び作成者の情報

②～④ (省略)

ニ 米国協定附属書I第C節第一款9(a)に基づき輸入者が作成する原産品申告書においては、以下に留意して作成されていること。

(イ) 以下の事項が含まれていること

第5節 経済連携協定に係る輸入通關

(原産品申告書の必要的要件及び様式)

68-5-11の3

(1) (同左)

(2) 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により、税関に提出された原産品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。

イ及びロ (同左)

ハ EU協定第3章に定める要件が以下に留意して記載されていること。

(イ)及び(ロ) (同左)

(ハ) 第3・16条2(b)に基づく輸入者の知識による場合、原産品申告書が以下に留意して作成されていること。

① 以下の事項が含まれていること。

i～iv (同左)

v 原産品申告書の作成年月日、作成者の情報と共に、押印又は署名

②～④ (同左)

ニ 米国協定附属書I第C節第一款9(a)に基づき輸入者が作成する原産品申告書においては、以下に留意して作成されていること。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>①～⑥ (省略) ⑦ 原産品申告書の作成年月日及び作成者の情報 (ロ)及び(ハ) (省略) ホ～ト (省略)</p>	<p>(イ) 以下の事項が含まれていること ①～⑥ (同左) ⑦ 原産品申告書の作成年月日、作成者の情報と共に、押印又は 署名 (ロ)及び(ハ) (同左) ホ～ト (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>(輸出差止申立てに係る供託等)</p> <p>69の6－1 法第69条の6（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令 イ～ハ (省略)</p> <p>二 供託命令の手続</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。（2）から（9）までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長（収納課長が配置されていない官署にあっては、その職務を行う者。以下「収納課長等」という。）に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</p> <p>なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、申立人に対して供託命令を行い（必要と認めるときは口頭により命令することができるものとし、その場合には併せてFAX等による当該命令の内容の通知を行うよう努めることとする。）、当該命令に従う意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない（法第69条の6第11項の通知を行うことに留意する。）。また、口頭による命令を行った場合は、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」（C-5672）正副2部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名したものを返付させるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>(輸出差止申立てに係る供託等)</p> <p>69の6－1 法第69条の6（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令 イ～ハ (同左)</p> <p>二 供託命令の手続</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。（2）から（9）までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長（収納課長が配置されていない官署にあっては、その職務を行う者。以下「収納課長等」という。）に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</p> <p>なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、申立人に対して供託命令を行い（必要と認めるときは口頭により命令することができるものとし、その場合には併せてFAX等による当該命令の内容の通知を行うよう努めることとする。）、当該命令に従う意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない（法第69条の6第11項の通知を行うことに留意する。）。また、口頭による命令を行った場合は、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」（C-5672）正副2部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名のうえ押印又は署名したものとす</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2)～(9) (省略)</p> <p>第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（輸入差止申立てに係る供託等）</p> <p>69の15-1 法第69条の15の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>二 供託命令の手続</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。（2）から（9）まで並びに後記69の16-1（見本検査承認申請等）及び69の16-3（見本検査に係る供託等）から69の16-5（見本の返還等）までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長等に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</p> <p>なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、申立人に対して供託命令を行い（必要と認めるときは口頭により命令することができるものとし、その場合には併せてFAX等による当該命令の内容の通知を行うよう努めることとする。）、当該命令に従う意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない（法第69条の20第12項の通知を行うことに留意する。）。また、口頭による命令を行った場合は、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」（C-5872）正副2部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名したものを作成するものとする。</p> <p>(2)～(9) (省略)</p>	<p>る。</p> <p>(2)～(9) (同左)</p> <p>第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（輸入差止申立てに係る供託等）</p> <p>69の15-1 法第69条の15の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>二 供託命令の手続</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。（2）から（9）まで並びに後記69の16-1（見本検査承認申請等）及び69の16-3（見本検査に係る供託等）から69の16-5（見本の返還等）までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長等に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</p> <p>なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、申立人に対して供託命令を行い（必要と認めるときは口頭により命令することができるものとし、その場合には併せてFAX等による当該命令の内容の通知を行うよう努めることとする。）、当該命令に従う意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない（法第69条の20第12項の通知を行うことに留意する。）。また、口頭による命令を行った場合は、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」（C-5872）正副2部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名のうえ押印又は署名したものを返付させるものとする。</p> <p>(2)～(9) (同左)</p>